



令和2年度 比田小学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

基本的な考え方

《いじめの定義》 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。起こった場所は学校の内外を問わない。

- * 学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- * 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくり、いじめを未然に防止する。
- * 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- * 児童の思いやりの心や命の大切さを育む教育活動を充実する。
- * 児童一人一人の変化に気づく感覚や、児童・保護者からの話を親身に聞く姿勢をもつ。
- * いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- * いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

いじめ防止対策委員会

《構成》

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、SC、（必要に応じて学級担任）

《役割》

- * 本校のいじめ防止基本方針の策定と修正
- * 本校のいじめ防止基本方針にそった実践と評価・検証
- * 校内研修の企画・運営
- * いじめに係る情報収集（家庭・地域からも積極的に行う）
- * いじめ発生時における全職員への情報提供（職員会議等）
- * いじめ発生時における関係諸機関（安来市教育委員会等）との連携の窓口

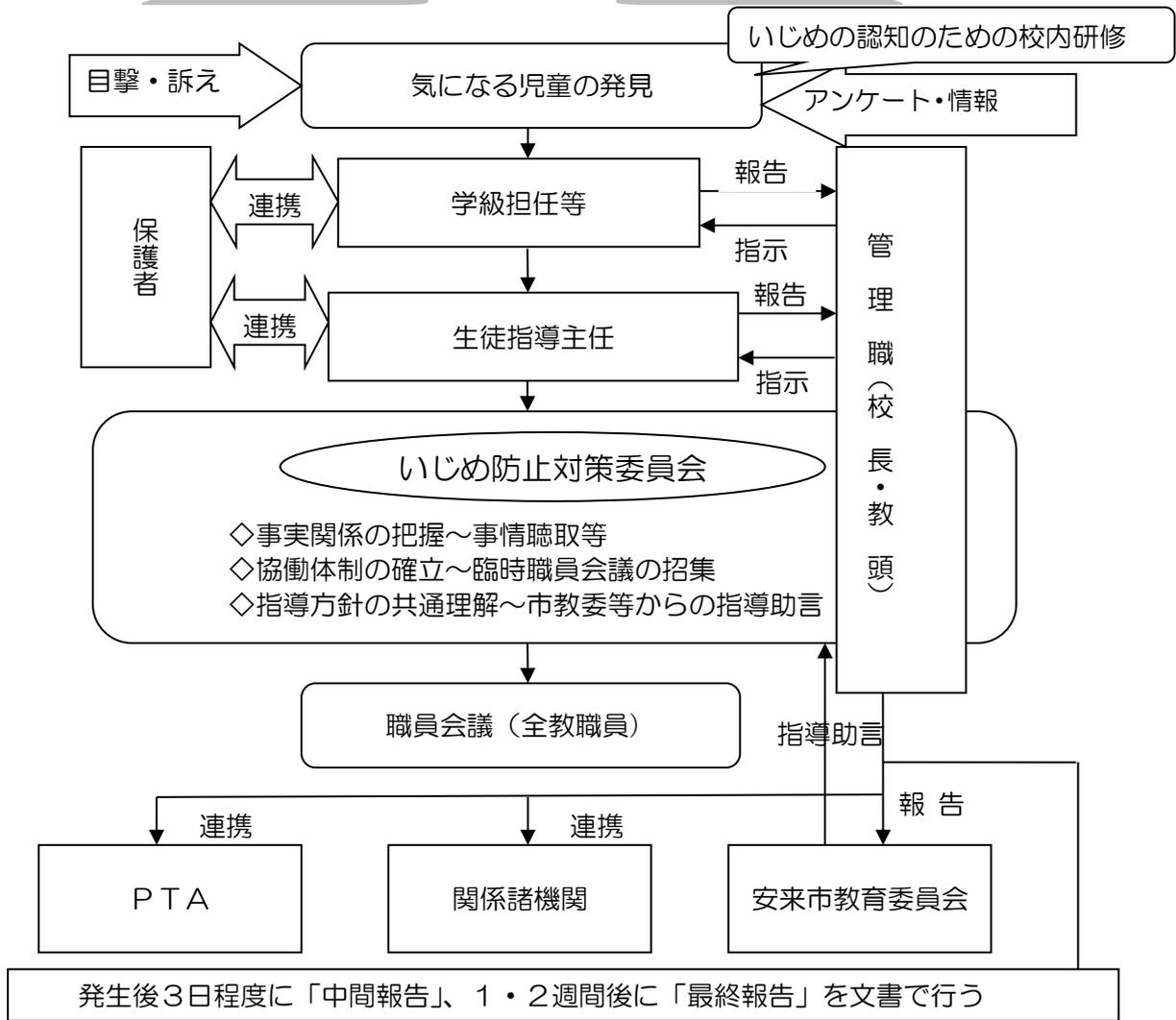
未然防止の取組

- 1 日々の授業の充実
 - * 楽しく、分かる授業
 - * ふるさと教育の充実
 - * 学習をとおした居場所づくり、絆づくり
- 2 道徳教育の充実
 - * 命を大切にしよう
 - * 自己肯定感・自己有用感
 - * 人権尊重の精神や思いやりの心
- 3 特別活動等の取組の充実
 - * アンケートQUの活用
 - * 縦割り班活動の充実
 - * 学級の支持的風土の醸成
 - * よさやがんばりの認め合い
- 4 教職員の人権意識の高揚
 - * いじめの正確な認知
 - * 職員研修の充実

早期発見の取組

- 1 日々の観察（発見シートの活用）
 - * 健康観察からの校内連携システムの構築
- 2 日記、連絡帳の活用
 - * 担任と児童・保護者との信頼関係づくり
- 3 教育相談の実施
 - * 各学期1回の教育相談週間
- 4 いじめ実態調査アンケート
 - * 学期に1～2回実施する
- 5 教職員の情報共有
 - * 「子どもを語る会」のほか、日常的な情報交換
- 6 家庭からの訴え・地域からの情報提供
 - * 管理職を含めた複数での誠意をもった対応

いじめへの対応



ネット上のいじめ

- 1 未然防止のために
 - ①フィルタリングや、家庭でのルールづくり
 - ②ネットモラルについて認識を深める
 - ③「ネット上のいじめ」についての指導
 - ④家庭との連携（小さな変化に気付く）
- 2 早期発見のために
 - ①関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
 - * 警察など、関係機関との連携
 - ②書き込みや画像の削除に向けて
 - * 書き込み等の迅速な削除
 - * 匿名であっても必ず特定されることの理解
 - * 悪質な場合は、犯罪であることの理解

重大事態への対応

- 1 重大事態とは

いじめにより、生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合
- 2 重大事態への対応
 - ①安来市教育委員会への報告
 - ②市教委と調査組織で協議の上、「いじめ調査委員会」を設置
 - ③調査委員会を中心とし、客観的な事実関係の調査
 - ④学校側は、積極的に調査に協力
 - ⑤調査結果をいじめを受けた児童や保護者に説明
 - ⑥調査結果を安来市教育委員会（市長）へ報告
 - ⑦調査結果を踏まえた必要な措置